

玄海3号機MOX燃料使用差止訴訟に係る準備書面8の概要について

当社は、MOX燃料の使用に関し、安全性を確保している旨の全般的な主張を答弁書で行い、その後、準備書面において、安全性に係る詳細な主張を行ってきた。

今回、当社の行ったMOX燃料設計に係る燃料棒内圧評価の主張に対し、原告から主張及び求釈明を受けたことから、基本的に被告準備書面7と同じ内容であるが、再度これらに対する反論及び回答を行った。

【当社の主張】

1. 初期ヘリウム加圧量を低減すると被覆管が押しつぶされる危険があるとの原告の主張について

初期ヘリウム加圧量は、燃料被覆管が外圧に押されてつぶれることを防止できる量から、ペレット・被覆管のギャップが増加する圧力を超えない量の範囲内において、適切に設定している。

2. 蒸発性不純物の規定値の緩和により MOX 燃料の安全性に問題があるとの原告の主張について

輸入燃料体検査申請における本件 MOX 燃料の蒸発性不純物の規定値について、当社が玄海3号機で採用しているウランペレットの蒸発性不純物の規定値から緩和した事実はなく、MOX 燃料の安全性に問題はない。

3. MOX 燃料の密度変化率について独自の計算を行った結果、MOX 燃料では運転期間の終了前にギャップ再開が起こるとの原告の主張について

当社は、原告の引用した文献グラフから読み取った値を燃料棒内圧評価に用いたことはなく、そもそも原告の引用した文献グラフから正確な「密度変化率」を算定することは不可能である。

当社はギャップ再開が起こらないことを適切な評価で確認している。

4. プルトニウム組成と出力・内圧の関係に関し、燃料棒内圧評価値が基準値に到達している可能性が否定できないとの原告の主張について

実際の燃料棒内圧が、輸入燃料体検査申請における本件 MOX 燃料の燃料棒内圧評価値の最大値を上回る可能性はなく、問題ない。

以上